



水道行政の移管に際しての予算・体制確保

及び業界振興施策の充実に関する

要 望 書

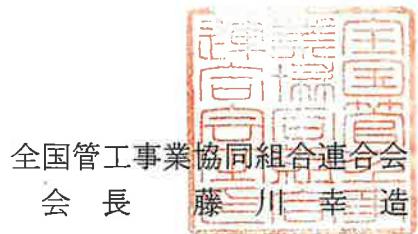
令和5年9月

全国管工事業協同組合連合会

全管連発5第171号

令和5年9月 6日

自由民主党 水道事業促進議員連盟会長
衆議院議員 田村 憲久 様



水道行政の移管に際しての予算・体制確保及び
業界振興施策の充実に関する要望

平素は、本会に対し格別のご指導を賜り深く感謝申し上げます。

全国管工事業協同組合連合会に所属する約1万5千の管工事業者は、ほとんどが中小工事業者ですが、給排水設備工事、水道配水管工事、空調設備工事等に従事し、国民の日常生活、経済社会活動を支えています。

近年、上下水道インフラの老朽化の進行、耐震化の遅れが顕著で、地震や激甚化・頻発化する風水害への備えは十分とは言えません。しかしながら、弊会所属企業数は減少を続けており、災害時の水道管路等の応急復旧応援体制が維持できるかどうかとも懸念されるところです。

こうした中、組合員企業が存続し続け地域の安全・安心の守り手として、その社会的使命を果たしていくためには、経営基盤の強化・安定化を図ることが必要で、そのためには、安定的かつ持続的な事業量の確保が第一であるとともに企業としての適正利潤の確保が不可欠であります。

また、管工事業界への若年者の入職促進と技術技能の継承を図っていくためには、管工事業のイメージアップとともに週休2日の確保など働き方改革の浸透が必要であります。

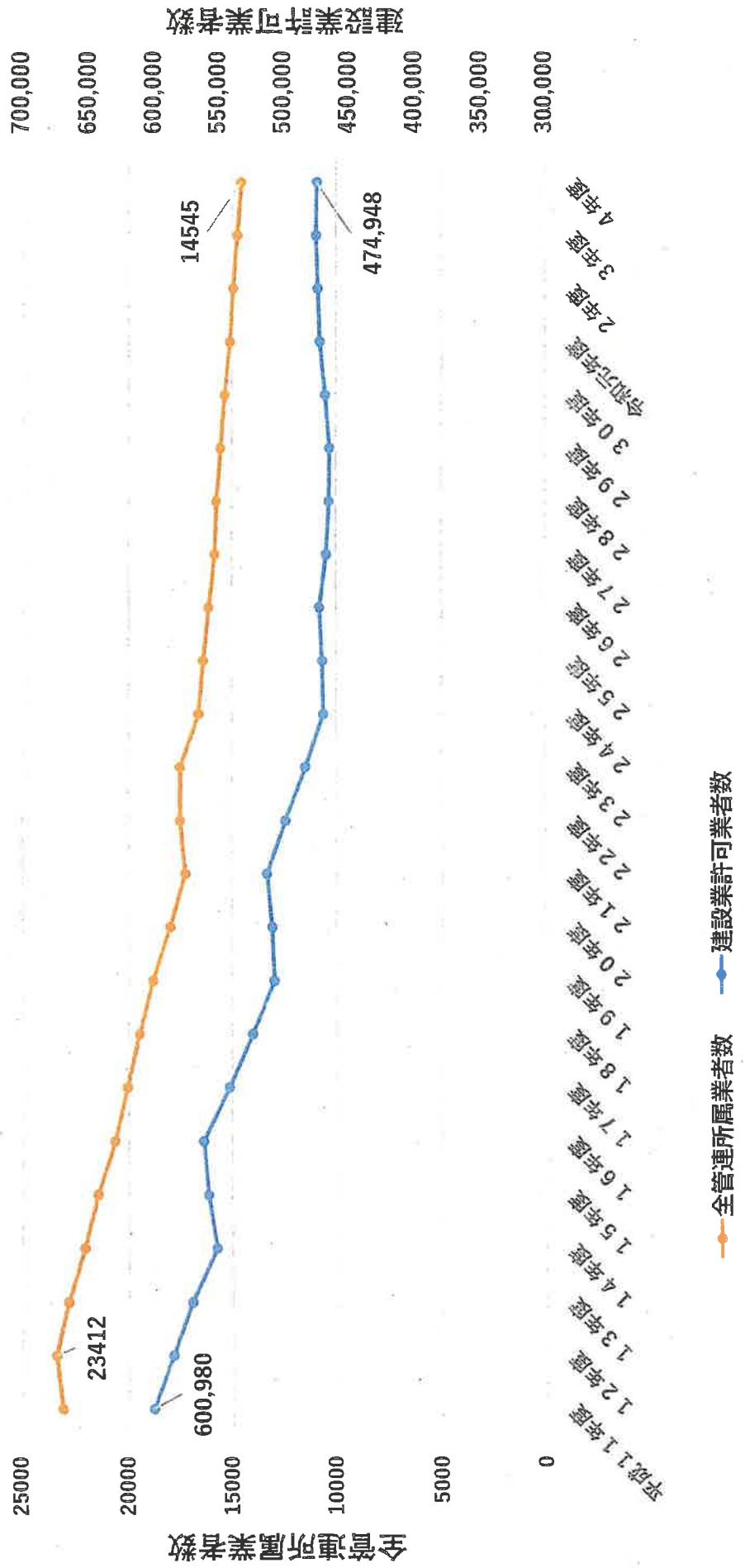
水道事業の経営基盤の強化、老朽化、耐震化への対応等のために国土交通省の施設整備、災害対応等の能力、知見及び地方組織の活用を図るとされた新型コロナウィルス感染症対策本部決定の趣旨を実現するためにも、令和6年度から水道整備・管理行政が国土交通省への移管に際しましては、下記事項についてもご配慮頂きたくお願い申しあげます。

記

1. 水道整備・管理行政が国土交通省に移管されるにあたり、水道事業が抱える老朽化や耐震化への対応、災害発生時における早急な復旧等の課題に確実に対応するため、国土交通省のこれまでの予算に厚生労働省の水道予算を上乗せした形で必要・十分な予算を確保されるようお願い申しあげます。また、水道施設、管路整備に係る国庫補助金の交付対象となる地方公共団体の範囲拡大と補助率の引上げ等により地方公共団体の取組加速化支援をお願いいたします。
2. 管工事業者が存続し続け、災害時にも活躍できるよう平常時から管工事業者に対し適正利潤、適正工期に配慮した工事が発注されるよう関係者に対する指導を始めとする諸施策を講じて頂くようお願いいたします。また、そのために国土交通省本省並びに地方整備局等における組織、人員体制の強化を図って頂くようお願い申し上げます。
3. 水道配水管工事、給水装置工事に係る技術者・技能者の資質の維持向上が図れるよう各種資格の在り方について下水道分野の資格とも対比しつつ検討いただくようお願いします。
4. 水道配水管工事に携わる配管工は建築物の配管工事と異なり、屋外の労働条件の厳しい環境下で一定基準の資格を有する配管工が作業を行っています。その実態を賃金に反映させるべく令和5年度水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）において『配管工の労務単価は、当面の間、「公共工事設計労務単価」4%の範囲内で加算した額を使用する』と決定いただいたところです。つきましては、全国の水道事業体が、この決定を踏まえ工事発注の積算がされますようご指導ご支援いただきたくよろしくお願いいたします。また、引き続き、水道配水管工事に係る積算基準が充実されますよう併せてご指導方お願い申し上げます。

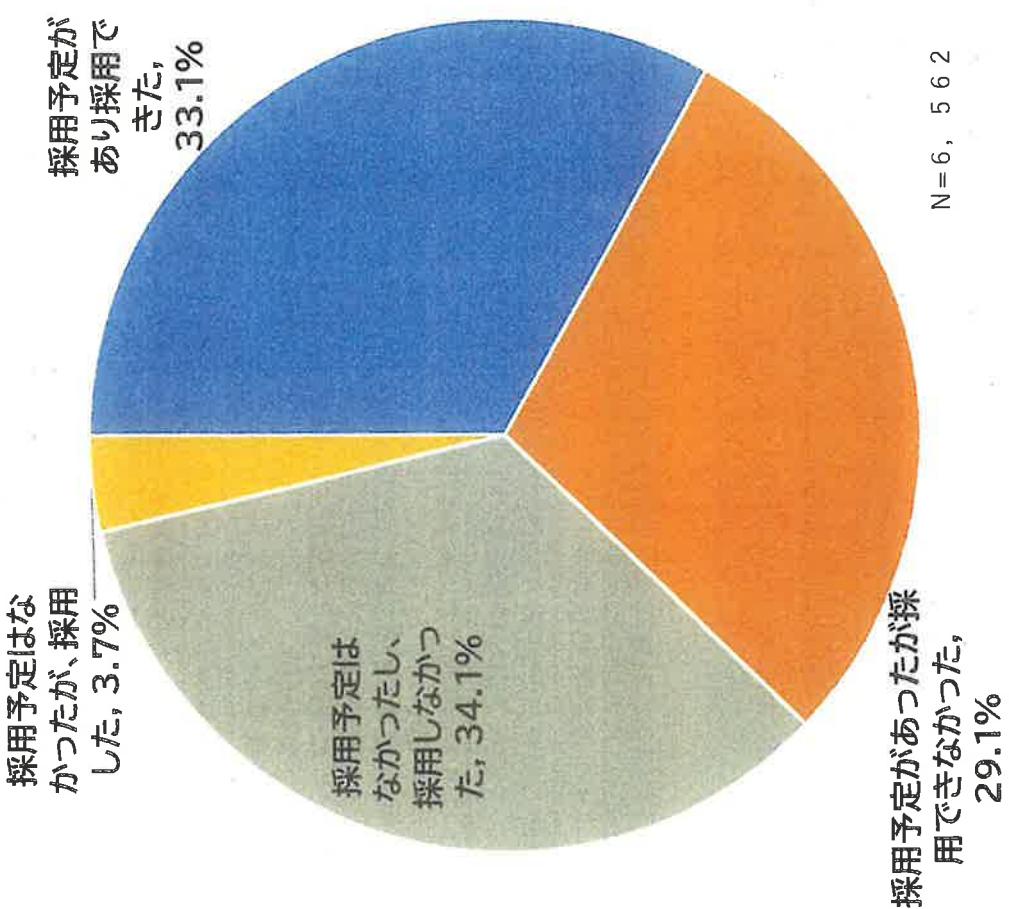
以 上

業者数の推移

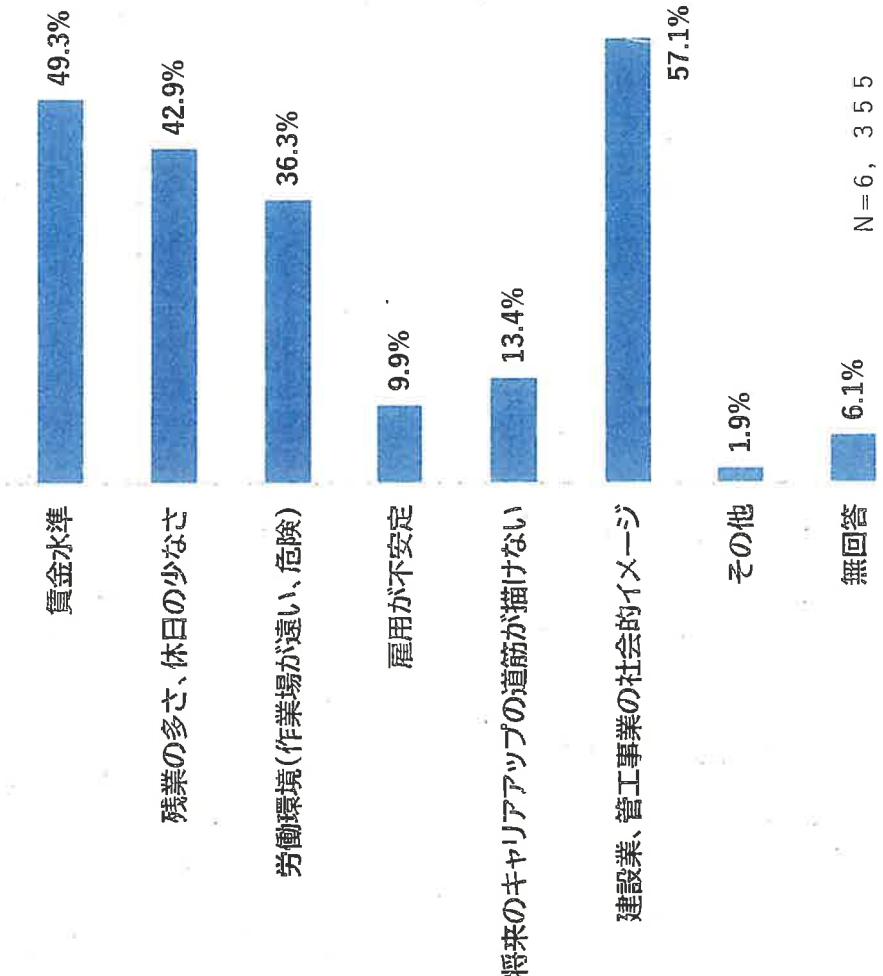


※ 建設業許可業者数は年度末。全管連所属業者数は翌年4月末

若年者の採用状況



若者の入職促進上の課題



令和元年度全管連実態調査より

給水装置工事主任技術者に関する制度について 厚労省：第6回 水道の諸課題に係る有識者会議（令和5年6月27日）の資料抜粋

(参考)

2. 指定給水装置工事事業者制度等の概要

・下水道分野では、排水設備工事責任技術者はは地方公共団体の条例により概ね5年ごとの更新講習の受講が義務づけられている例が多い。

給水装置工事主任技術者数
平成10年 16.6万人 ⇒ 令和4年 31.8万人

水道法違反による主任技術者に対する措置
令和4年度 17件
(文書警告 14件 免状取り消し 3件)

資格名	給水装置工事主任技術者	排水設備工事責任技術者
根拠	水道法第25条の4	標準下水道条例第6条の4
試験実施機関	指定試験機関（公益財團法人 給水工事技術振興財團）	都道府県の下水道公社等（下水道 管理者との協定等による）
主な職務	・給水装置工事に関する技術上の 管理 ・定める者の技術上の指導監督 ・給水装置の構造及び排水設備の構 造等に関する法令の規定に適合して いることの確認 ・検査の立会い	・排水設備等の新設等の工事に関する 技術上の管理 ・從事者の指導監督及び排水設備の構 造等に関する法令の規定に適合して いることの確認 ・検査の立会い
有効期間	規定なし	条例により概ね5年
講習・研修	通知により指定事業者に対し、 研修の受講機会の確保を要請 している	条例により更新講習が義務づけら れている例が多い、

- 複数の給水装置工事において、未承認で工事、完了報告もなし
- 工事用の臨時給水を無断使用
- 工事従事者について虚偽の書類を水道事業者に提出
- 無断で水道メーター上流側の給水管を増径工事
- 無承認で内部配管の施工、水道メーターの移設及び撤去などの工事を施行
- 給水管布設工事において、道路管理者的道路占用許可及び所轄警察署の道路使用許可を得ずに施工

水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）に係る全管連の主要な要望と結果

主要な要望事項	結果
令和5年度用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水道配水管工事に携わる配管工の労務単価引き上げ ▶ 配管工の労務単価は、当面の間、「公共工事設計労務単価」4%の範囲内で加算した額を使用する ▶ アスフルト舗装工事の歩掛見直し（小規模な工事であることから。日当たり工事量を見直す） ▶ 見送り ▶ ポリエチレン管（融着接合）の接合歩掛改定（接合時間の増加） ▶ 繼手1口当たりの配管工の必要人数が約2倍に改善された
令和6年度用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 間接工事費の計算に用いる管材費対象額を1/2ではなく全額対象とすること（※） ▶ アスフルト舗装工事の歩掛見直し（小規模な工事であることから。日当たり工事量を見直す） ▶ 除雪費用を共通仮設費の準備費に追加すること ▶ ポリエチレン管（融着接合）の接合歩掛における諸雑費の引き上げ <p>※共通仮設費、現場管理費等の間接工事費用は、直接工事費（材料費、労務費等）に一定の式で算出される率を乗じて求められる。水道工事については、下水道工事などと異なり、材料費のうち管材費が対象とされている。</p>